

## 飯盛霊園指定管理業務等基本協定書（案）

飯盛霊園組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の設置する公の施設である飯盛霊園の指定管理業務等について、次のとおり基本協定を締結する。

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基本協定（以下「協定」という。）は、飯盛霊園条例（令和8年3月26日条例第1号。以下「設置管理条例」という。）第49条の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（令和6年7月30日条例第4号）第8条第1項の規定により指定管理者（以下「指定管理者」という。）として指定された乙が行う飯盛霊園（以下「霊園」という。）の管理に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）指定期間 乙に霊園の管理を行わせる期間として甲が定めたものをいう。
- （2）関係法令等 地方自治法（昭和22年法律第67号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）、大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成30年大阪府条例第101号）、四條畷市受動喫煙防止条例（平成30年12月13日条例第21号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）、飯盛霊園条例（令和8年3月26日条例第1号）、飯盛霊園組合公園管理規則（令和8年3月31日規則第3号）、飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（令和6年7月30日条例第4号）、飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者

の指定手続等に関する条例施行規則（令和6年7月30日規則第7号）、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例（令和5年3月28日条例第3号）、飯盛霊園組合個人情報保護法施行細則（令和5年3月28日規則第1号）、飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱、四條畷市地域防災計画（令和4年度改定）、その他の乙が行う飯盛霊園の指定管理業務等に関する法令、その他の条例及び条例に基づく規則その他の規程をいう。

- (3) 募集関係図書 甲が霊園の指定管理者の公募に際して公表し、又は配布した募集要項その他の書類（この協定書の案を除く。）の一切をいう。
- (4) 指定管理業務 募集関係図書のうち飯盛霊園指定管理業務等仕様書に記載の業務（自主事業及び附帯事業を除く。）をいう。
- (5) 自主事業 乙が霊園を利用して、自らの企画による事業を実施し、又は第三者にこれを行わせて、当該事業に係る利用者等又は当該第三者から利用料金その他の料金を徴収し、自己の収入とする場合の当該事業をいう。
- (6) 附帯事業 乙が霊園を利用して、飲食、物販等の便益サービスの提供業務及び供花販売業務を実施し、又は第三者にこれを行わせて、利用者等又は当該第三者から料金を徴収し、自己の収入とする場合の当該事業をいう。
- (7) 提案書類 乙が霊園の指定管理者の公募手続において甲に提出した飯盛霊園指定管理者指定申請書及び添付書類その他の一切の書類並びにこの協定の締結までの間に乙が甲に提出した一切の書類をいう。
- (8) 保有文書 乙が霊園の管理に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、乙が組織的に用いるものとして乙が保有しているもの（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。
- (9) 指定管理料 指定管理業務（自主事業及び附帯事業を除く。）の遂行の対価をいう。
- (10) 不可抗力 甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の見込みを超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。
- (11) 法令の変更 法令（条例及び条例に基づく規則を含む。）の制定及び改廃をいう。

（適用関係）

第3条 甲及び乙は、募集関係図書及び提案書類に記載された事項がこの協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。ただし、この協定に特別の定めがある場合を除き、募集関係図書と提案書類の内容が矛盾抵触する場合には、募集関係図書が優先して適用されるものとし、この協定の規定と募集関係図書又は提案書類の内容が矛盾抵触する場合には、こ

の協定の規定が優先して適用されるものとする。

(霊園内管理施設)

第4条 乙が霊園内において管理する施設は、別記1のとおりとする。

(指定管理期間)

第5条 指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

## 第2章 指定管理業務の範囲、指定管理業務の仕様等

(指定管理業務の範囲及び実施条件)

第6条 指定管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 霊園管理に関する業務 霊園の維持管理及び霊園内の公園の行為許可等に関する業務
- (2) 便益施設の管理に関する業務 霊園内における便益施設の維持管理等に関する業務
- (3) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 乙が指定管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、この協定に定めるもののほか、募集関係図書（募集関係図書に定める条件は提案書類に記載された提案内容に優先するものとし、募集関係図書に定める条件の水準を提案書類に記載された提案内容が上回るときは、当該上回る部分については提案書類に記載された提案内容が優先するものとする。）に定めるとおりとする。

(関係法令等の遵守)

第7条 乙は、関係法令等に従って、指定管理業務を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、乙の役員若しくは指定管理業務に従事する従業員又はこれらの者であった者が、指定管理業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、指定管理業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託する場合には、当該第三者に対しても前項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の遂行によって知り得た秘密及び発注者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約期間が満了した後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例（令和5年3月28日条例第3号）及び関係規程に準拠し、本業務の遂行に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の

事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務に適用のあるガイドライン等を守らなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 乙は、飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団及び暴力団員の排除について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 指定管理業務に関し、暴力団及び暴力団員の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団及び暴力団員の排除に関する施策に協力すること。
- (2) 指定管理業務の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 指定管理業務に関し、暴力団又は暴力団員の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

(情報の公開)

第11条 乙は、指定管理業務に関して保有する情報の公開について、飯盛霊園組合情報公開条例（平成28年7月26日条例第4号）及び飯盛霊園組合情報公開条例施行規則（平成28年7月26日規則第4号）の規定の例により自ら情報の公開に関する規程を作成して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 開示の申出を受けて保有文書を開示すること。
- (2) 保有文書の開示決定等に対する審査申出を受けて再決定をすること。
- (3) 保有文書を適正に管理すること。
- (4) 情報提供施策を充実すること。

(文書管理規程の作成)

第12条 乙は、保有文書を適正に管理するため、指定期間の初日までに、保有文書の文書管理規程（保有文書の分類、作成、保存、廃棄及び引継ぎに関する基準その他の保有文書の管理に関して必要な事項を定める規程をいう。以下同じ。）を作成して、甲の確認を受けなければならない。この場合において、指定管理業務の経理に関する保有文書については、事業年度終了後5年を下回らない期間保存することとしなければならない。

(善管注意義務)

第13条 乙は、善良な管理者の注意をもって、指定管理業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、指定管理業務の実施に当たって、自己の責めに帰すべき事由により霊園の施設又は物品を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由がなく霊園を原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わって霊園を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができないとともに、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(許認可等の取得及び届出等)

第14条 乙は、この協定に別段の定めがある場合を除き、指定管理業務の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。また、必要な届出についても、同様とする。

(人員の確保)

第15条 乙は、指定管理業務を実施するために必要な人員を、直接雇用する方法又は第三者からの派遣若しくは出向等による方法により適法に確保して、必要な研修等を行うものとする。この場合において、当該人員に暴力団員又は暴力団密接関係者を充ててはならない。

2 前項前段の場合において、乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第5条に規定する事業者の責務をより一層果たすべく、指定管理業務に従事する従業員の確保に当たっては、同法に規定する障害者を採用するよう努めなければならない。

(再委託等の制限)

第16条 乙は、指定管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。

2 乙は、あらかじめ文書による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において指定管理業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託すること（以下この条において「再委託等」という。）ができる。

3 乙は、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。

4 乙は、再委託等にかかる全ての費用と責任において行うものとする。

5 乙は、再委託等をした指定管理業務に伴い再委託等の相手方について生じた事由について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(労働者の安全の確保等)

第17条 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関連法令に従って、霊園において就労する労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するほか、作業行動の安全を図って、労働災害の発生を防止するものとする。

(電力等の確保等)

第18条 甲は、募集関係図書において甲が負担することとされているものを除き、乙が指定管理業務を実施する上で必要な電力、用水、燃料等（以下この条において「電力等」という。）について、指定期間の初日までにその供給者と供給契約を締結する等により利用可能な状態を確保するものとする。

2 乙は、募集関係図書において甲が負担することとされているものを除き、指定管理業務の実施に当たって消費した電力等の代金を支払い、又は副資材等をその責任において調達するものとする。

(近隣への配慮等)

第19条 乙は、指定期間中、自己の費用及び責任において、指定管理業務を実施するために合理的に要求される範囲内で周辺の生活環境に配慮するものとする。

(緊急時の対応等)

第20条 乙は、霊園又は霊園の利用者等に災害又は事故があったときは、迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに甲に報告して、その指示に従うものとする。

2 乙は、災害が発生した際に、霊園が広域避難地としての役割を担うことを了解するとともに、甲の求めるところに従い、当該役割を果たす上で必要な一切の行為に協力するものとする。

(付保)

第21条 乙は、自己の費用及び責任において指定管理業務に係る募集関係図書に記載された内容の損害保険契約を締結するものとし、指定期間中、当該保険契約を維持するものとする。

2 乙は、指定期間の初日までに、甲に対し、前項の損害保険契約の保険証券その他その内容を証する書面の原本を提示した上で、その写しを提出しなければならない。損害保険契約を更新し、又は変更した場合も、同様とする。

### 第3章 事業計画及び事業報告

(事業計画)

第22条 乙は、指定管理業務の初年度にあたっては令和9年2月末日までに、以降の事業年度にあたっては、毎事業年度（指定期間における最終の事業年度を除く。）の3月31日（その日が霊園の休日に当たるときは、その日前の霊園の休日でない日とする。）までに翌事業年度の指定管理業務に係る次に掲げる事項を記載した事業計画書に指定管理業務に関する収支予算書を添付して甲に提出し、その承認を得るものとする。

(1) 指定管理業務の実施体制に関すること。

(2) 指定管理業務の実施に関する計画、自主事業の実施に関する計画、附帯事業に関する計画に関すること。

(3) 第45条第1項第2号に規定する利用者へのアンケート調査の実施方法、質問内容等の実施計画に関すること。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

2 事業計画書及び収支予算書は、募集関係図書の記載内容に適合するものとしなければならない。

3 乙は、第1項の事業計画書及び収支予算書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする内容を示した書面を甲に提出して、その承認を得なければならない。

(事業報告)

第23条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「報告事項」という。）を日報として記録するとともに、毎月の業務終了後10日以内に前月の指定管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 指定管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 霊園の利用状況に関する事項
- (3) 自主事業の実施状況に関する事項
- (4) 附帯事業の実施状況に関する事項
- (5) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- (6) 指定管理業務の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

2 乙は、毎事業年度終了後60日以内に、報告事項を記載した年次事業報告書に指定管理業務に係る収支決算書を添付して甲に提出するものとする。

（経理の区分）

第24条 乙は、指定管理業務の実施に係る経理については、その他の経理と区分し、別に勘定を設けて整理するものとし、指定管理料を独立した管理口座で管理するものとする。

2 前項の区分は、指定管理業務、自主事業、附帯事業の別に区分するものとする。

（関係機関との連絡調整）

第25条 乙は、事業計画の策定及び指定管理業務、自主事業並びに附帯事業の実施に当たっては、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

## 第4章 指定管理業務の実施

### 第1節 総則

（管理責任者の選任）

第26条 乙は、指定管理業務に従事する従業員の中から管理責任者を選任しなければならない。

2 乙は、管理責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した管理責任者を変更したときも、同様とする。

3 管理責任者は、指定管理者としての業務内容を十分に理解し、及び指定管理業務の円滑な遂行に努めることとする。

（職務代理者の選任）

第27条 乙は、管理責任者に事故があるとき又は欠けたときに管理責任者の職務を代理する者として、管理責任者の職務代理者を選任しなければならない。

2 乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

(管理体制の構築)

第 28 条 前 2 条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう指定管理業務に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

(指定管理業務マニュアルの整備)

第 29 条 乙は、指定管理業務に従事する従業員が適切に指定管理業務に関する職務を実施することができるよう、指定期間の初日までに、指定管理業務に関するマニュアル（以下この条において「マニュアル」という。）を作成して、甲に届け出なければならない。マニュアルの内容を変更した場合についても、同様とする。

- 2 マニュアルは、関係法令等及び募集関係図書の記載内容に適合するものでなければならない。
- 3 甲は、乙に対し、マニュアルについて必要な指導をすることができる。

## 第 2 節 行為許可業務

(遵守事項等)

第 30 条 乙は、行為許可業務の実施に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、並びに設置管理条例及び飯盛霊園組合公園管理規則（令和 8 年 3 月 31 日規則第 3 号。以下「設置管理規則」という。）の規定に従い、適切にこれを行わなければならない。

- 2 乙は、行為許可業務の実施に当たっては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定を遵守しなければならない。

(審査基準等の作成等)

第 31 条 乙は、指定管理業務を開始する日までに、行為許可業務を実施するために必要な審査基準及び標準処理期間を定めて公にしておくとともに、これらを甲に届け出なければならない。これらの基準及び期間を変更した場合についても、同様とする。

(監督処分の際の報告)

第 32 条 乙は、設置管理条例第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定により、霊園の使用者等に対し、監督処分をしたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

## 第 3 節 指定管理業務

(監視の実施等)

第 33 条 乙は、霊園の使用時間中、霊園を監視して、事故発生の予防に努めるとともに、霊園内の施設、設備等に異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、第 15 条に定めるもののほか、設備の保守その他の指定管理業務の遂

行に必要な資格を有する者を確保するものとする。

(維持管理の実施)

第 34 条 乙は、事業計画書に記載する霊園の維持管理に関する計画（次項において「維持管理計画」という。）の内容に従い、霊園内の点検、保守、修繕、清掃等の維持管理を実施するものとする。

- 2 乙は、維持管理計画に記載されていない霊園の修繕で費用の支出が見込まれるもの（以下「個別修繕」という。）を実施する必要がある場合は、その旨を速やかに甲に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の通知をした日から 10 日（霊園の休日の日数は算入しない。）以内に、個別修繕計画書に当該修繕に関する見積書を添えて甲に提出して、当該修繕の実施について甲と協議するものとする。
- 4 前項の場合において、甲及び乙は、個別修繕の内容、実施主体、費用の負担等について協議を行うものとし、双方が合意した上で、甲又は乙が当該個別修繕を行うものとする。
- 5 前 2 項の規定にかかわらず、個別修繕に係る費用の額が 1 件につき 20 万円以下である場合は、乙は、第 2 項の通知をした後に自ら当該個別修繕を実施するものとする。ただし、甲が通知を受けたときに反対の意思を表示したときは、この限りでない。
- 6 乙は、前 2 項の個別修繕を実施したときは、当該個別修繕の結果について、これを完了した日から 10 日以内に、個別修繕実施報告書を甲に提出して報告するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、乙は、霊園の機能の維持を図るため必要な措置を適時に講ずるものとする。

(個別修繕の実施に関する費用負担の確認)

第 35 条 前条第 5 項の個別修繕の実施に要する費用は、年額 250 万円以下の範囲において指定管理料に含まれるものとし、乙は、甲に対して別途費用を請求することができないものとする。

- 2 前条第 5 項の個別修繕の実施に要する費用の総額が年額 250 万円を超過する見込みとなった場合、乙は速やかに甲に通知しなければならない。
- 3 前条第 5 項の個別修繕の実施に要する費用の総額が年額 250 万円を超過した場合、甲乙において必要な協議を行い、甲の承認を得た上で、乙は当該超過部分について甲に対し請求することができる。
- 4 前条第 4 項の規定により、甲がその費用を負担して個別修繕を行った結果、当該修繕に要した費用が 20 万円以下であったときは、甲は、当該費用を乙に求償することができる。
- 5 前 4 項に規定するほか、乙の責めに帰すべき事由により生じた維持管理又は修繕に要する費用は、乙が負担する。

第 4 節 附帯事業の実施に関する業務

(附帯事業の実施)

第 36 条 乙は、募集関係図書及び事業計画書の記載内容に適合する範囲内において附帯事業を実施しなければならない。

(許可の取得等)

第 37 条 乙は、附帯事業を実施するために必要な場合には、関係法令等の定めるところに従い、自己の費用及び責任において所定の手続を行って、所要の許可等を取得し、及び維持するものとする。

(公園施設の設置管理許可)

第 38 条 都市公園法第 5 条及び設置管理条例第 39 条第 2 項の規定に基づく、附帯事業の実施に係る公園施設の設置管理許可（以下「本設置管理許可」という。）は、甲乙の協議により甲が定めた日からとする。

- 2 甲は、指定期間中においては、募集関係図書、提案書類に従って、乙による附帯事業が実施されていることを前提として、乙に対し 5 年間の本設置管理許可を行う。ただし、甲が、関係法令等に基づき、本設置管理許可を与えることが不適切と判断した場合はこの限りでない。この場合、乙は甲の指導及び助言等を踏まえ、本設置管理許可を得るための必要な措置を講じなければならない。
- 3 第 55 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで及び第 10 号のいずれかに該当することにより、指定管理者の指定を取り消されたときは、本設置管理許可を取り消すものとする。
- 4 前各項のほか、附帯事業の詳細は、本設置管理許可の定めるところに従う。

(費用負担)

第 39 条 附帯事業の実施（第三者に行わせる場合を含む。）に要する費用（第 2 項の使用料を含む。）は、全て乙の負担とし、指定管理料を当該費用に充ててはならない。

- 2 乙は、設置管理条例第 45 条第 1 項の規定により、本設置管理許可に係る使用料として、設置管理条例別表第 9 に定める金額を甲に支払うものとする。なお、使用料の納付に関して必要な事項については、甲乙の協議により定める。

## 第 5 節 自主事業の実施に関する業務

(自主事業の実施)

第 40 条 乙は、霊園の設置目的並びに募集関係図書及び事業計画書の記載内容に適合する範囲内においてのみ、自主事業を行うことができるものとする。

(許可の取得等)

第 41 条 乙は、自主事業を実施するために必要な場合には、関係法令等の定めるところに従い、自己の費用及び責任において所定の手続を行って、所要の許可等を取得し、及び維持するものとする。但し、乙が、設置管理条例第 37 条第 1 項において行為の制限として規定している行為の主体となる場合の同

条同項に係る行為の許可は不要とする。

(使用料の納付)

第 42 条 乙が、設置管理条例第 37 条第 1 項において行為の制限として規定している行為の主体として自主事業を実施する場合の公園の許可に係る使用料については免除する。但し、乙が、都市公園法第 5 条及び設置管理条例第 39 条第 2 項の規定に基づく公園施設の設置管理許可を得て、自主事業を実施する場合の公園施設の設置又は管理に係る使用料については、設置管理条例第 45 条第 1 項の規定により、同条例別表 9 に定める金額を甲に支払うものとする。なお、使用料の納付に関して必要な事項については甲乙の協議により定める。

(費用負担)

第 43 条 自主事業の実施（第三者に行わせる場合を含む。）に要する費用（前条の使用料を含む。）は、全て乙の負担とし、指定管理料を当該費用に充ててはならない。

## 第 5 章 モニタリング

(モニタリングの実施)

第 44 条 甲及び乙は、指定管理業務が募集関係図書、事業計画書及びこの協定に適合して実施されているかどうかを確認するため、この章に定めるところにより指定管理業務の実施状況の調査（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

(乙によるモニタリングの内容)

第 45 条 乙が行うモニタリングの内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 23 条第 1 項の規定により指定管理業務の実施状況に関して日報として記録すること。
- (2) 利用者へのアンケート調査等の実施
- (3) 指定管理業務の実施状況に関する自己評価の実施

(利用者アンケート)

第 46 条 乙は、利用者の意見、要望等を把握し、指定管理業務に反映させるため、事業計画書に記載した実施計画で定めるところにより、霊園の利用者を対象として指定管理業務の実施状況についてのアンケート調査を毎年 2 回実施するものとする。

2 乙は、アンケート調査の結果を集計して、集計したアンケート調査の結果及び当該結果についての乙の分析、評価等を記載したアンケート調査結果報告書を年次事業報告書に添付して、甲に提出するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、乙は、常に利用者の意見を聴取し、適切に対応するための体制を整備しなければならない。

(指定管理業務等の実施状況に関する自己評価)

第47条 乙は、月次事業報告書及び年次事業報告書に、指定管理業務等の実施状況に関する次に掲げる事項についての自己評価（達成の成否のほか、達成又は未達成の程度の段階評価を含むものとする。）の結果を記載するものとする。

- (1) 指定管理業務の実施内容が募集関係図書の記載内容及び事業計画書の記載内容並びに協定に適合しているかどうか
- (2) 自主事業の実施内容が募集関係図書の記載内容及び事業計画書の記載内容並びにこの協定に適合しているかどうか
- (3) 附帯事業の実施内容が募集関係図書の記載内容及び事業計画書の記載内容並びにこの協定に適合しているかどうか
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、指定管理業務等の実施状況が募集関係図書の記載内容及び事業計画書の記載内容並びにこの協定に適合しているかどうか

(甲によるモニタリング)

第48条 甲は、月次事業報告書及び年次事業報告書の内容を確認するほか、指定期間中、随時、乙に対して、指定管理業務の実施状況（経理の状況を含む。以下この条において同じ。）についての説明若しくは日報その他の指定管理業務に関する書類（経理に関する書類を含む。）の提出を求め、又はその職員に、霊園において指定管理業務の実施状況若しくは当該書類を確認させ、若しくは利用者その他の関係者に質問させることができるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(改善の指示等)

第49条 甲は、乙が募集関係図書、事業計画書若しくはこの協定に従って指定管理業務を実施していないと認めるとき又は指定管理業務の適正を期するために必要があると認めるときは、乙に対し、理由を付して、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は地方自治法第244条の2第10項及び飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第11条に規定する指示をすることができる。

## 第6章 指定管理料

(通則)

第50条 甲は、乙に指定管理料を支払うものとし、指定管理料の額は、事業年度ごとに、当該事業年度における指定管理業務（自主事業及び附帯事業を除く。）の実施に要する費用の額として申請書類のうち収支計画書に記載された金額を基本として第3項の規定により別途締結する年度協定書において確定する額とする。

- 2 指定期間中の指定管理料の総額は、〇〇〇〇〇〇千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
- 3 各事業年度の指定管理料を確定するため、甲と乙は、当該事業年度の4月

- 1 日に、別途年度協定書を締結するものとする。
- 4 指定管理業務に関する経費のうち当該事業年度に使用されなかった額がある場合で、その原因が乙の経営努力によるものでないことが明らかであるもの（以下この項において「不用額」という。）があるときは、甲乙間における協議、合意の上、甲は、乙に当該不用額の返還を求めることができる。ただし、当該不用額が、乙がその危険を負担する事由により発生したものである場合は、この限りでない。
  - 5 第2項における指定管理料の総額について、物価変動に基づき第7項に定める価格指数が前回改定時（初回は提案時の価格指数）と比較して1.5%を超える変動が認められた場合に、別に定める算式に基づき改定するものとする。
  - 6 乙は、毎年度9月末日までに、価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度の指定管理料を書面にて甲へ報告し、甲の確認を受けなければならない。改定を行わない場合も同様とする。なお、改定の判断の基となる金額は、前回改定時の金額を用いることとする。
  - 7 第5項で用いる物価変動の価格指数は、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）」類型「その他諸サービス」とする。

#### （月次指定管理料）

第51条 指定管理料は、月ごとに支払うものとし、1月あたりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前条第3項の規定により確定した当該事業年度に係る指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に係る端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第3条の規定に従い、年度協定書で定めるものとする。

#### （月次事業報告書の確認）

- 第52条 甲は、第23条第1項の規定により乙から月次事業報告書の提出があったときは、提出があった日から10日以内に、当該月次事業報告書に指摘事項があるかどうかの確認をし、その結果（指摘事項がある場合にあっては、その内容を含む。）を乙に通知するものとする。なお、指摘事項がない場合には、第75条第1項の規定にかかわらず口頭による通知で足りることとする。
- 2 乙は、甲から月次事業報告書に指摘事項がある旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から5日以内に、次の各号のいずれかの措置をとらなければならない。
    - (1) 指摘事項について甲に異議を申し立てること。
    - (2) 指摘事項を踏まえて補足、修正等をした月次事業報告書を甲に再提出すること。
  - 3 前項第2号の規定により月次事業報告書が再提出された場合においては、当該再提出された月次事業報告書を第23条第1項の規定により提出された月次事業報告書とみなして、第1項の規定を適用する。
  - 4 第2項第1号の規定により乙から異議申立てがあったときは、その取扱いについて甲乙協議の上、その結果に基づき、速やかに、第1項の規定により

月次事業報告書に指摘事項がない旨を通知し、又は第2項第2号の規定により再提出するものとする。

(指定管理料の支払)

第53条 乙は、前条第1項の規定により月次事業報告書に指摘事項がない旨の通知を受けたときは、適法な請求書を甲に提出することにより当該月次指定管理料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請求に係る月次指定管理料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第1項に規定する期間内に同項の規定による通知をしないときは、当該期間を経過した日から通知をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 第51条及び前3項の規定にかかわらず、年度協定書に定めるところにより、甲は、指定管理料の一部又は全部を前金払又は概算払により支払うことができるものとする。

(遅延利息)

第54条 甲の責めに帰すべき事由により、月次指定管理料の支払が支払期間内に行われなかったときは、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率であって当該事業年度の4月1日において適用されるものを乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、この限りでない。

## 第7章 指定の取消し等

(指定の取消し及び指定管理業務の停止)

第55条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項及び飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条の規定により乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 甲が乙に対し、地方自治法第244条の2第11項及び飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条の規定により相当な期間を定めて改善措置を講ずることを指示した場合において、当該期間を経過してもなお、当該指示に係る改善がなされないとき。
- (2) 乙が指定管理業務の遂行を放棄した場合
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能と

なった場合

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの協定上の義務を履行しない場合で甲が相当な期間を設けて履行の催告を行ったときにおいて、当該期間を経過してもなお、当該義務の履行がなされないとき。
  - (5) 甲に提出された報告書、請求書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載があった場合
  - (6) 乙に係る破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合
  - (7) 乙が支払不能又は支払停止となった場合
  - (8) 乙又は乙の役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合
  - (9) 附帯事業に係る乙の責めに帰すべき事由により、甲による第38条第2項の設置管理許可が行われなかったとき又は設置管理許可が取り消されたときであって、その事由が悪質と判断されるとき。
  - (10) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として指定管理業務を継続することが適当でないと認められる場合
- 2 乙は、指定管理者の指定が取り消された場合は、取消しの日までの期間に係る月次事業報告書、年次事業報告書その他この協定の規定により提出を要する報告書の一切を、速やかに甲に提出するほか、次章に規定する措置を講じるものとする。

(有効期間及び解除)

- 第56条 本基本協定は、本基本協定の締結日から指定期間の終了日まで（それ以前に本基本協定が解除された場合は当該解除の日までとする。）有効とし、当事者を法的に拘束する。
- 2 甲は、前条第1項各号のいずれかの事由に該当する場合（当該事由についての甲又は乙の帰責事由の有無を問わない。）であって、指定管理者の指定が取り消されたときは、乙に通知することにより、本基本協定を解除することができるものとし、本基本協定の解除事由について帰責事由のある乙は、当該解除により甲に生じた損害の一切を賠償しなければならない。

(指定管理料の支払停止又は減額)

- 第57条 甲は、第55条第1項各号のいずれかに該当する場合は、未払の指定管理料の支払を停止し、又は減額して支払うことができるものとする。

(違約金等)

- 第58条 乙は、第55条第1項各号のいずれかに該当することにより、指定管理者の指定を取り消されたときは、甲に対し、取消しの日属する事業年度の管理経費見込額の20パーセントに相当する額を違約金として、その請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 2 甲は、第55条第1項に規定する場合において、指定管理者の指定の取消し

又は指定管理業務の停止により乙に生じた損害を賠償する責めに任じない。

## 第8章 指定期間の満了時等の措置

(原状回復等)

第59条 乙は、指定期間が満了したとき（指定が取り消されたときを含む。以下この章において同じ。）は、その費用及び責任において霊園を原状に回復した上で甲又は甲の指定する者（以下「管理運営承継者」という。）に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく霊園を原状に回復しない場合は、乙に代わって霊園を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、及び当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(業務等の引継ぎ)

第60条 乙は、指定期間が満了したとき以後に霊園の管理が引き続き円滑に実施されるよう、甲の指示に従い、甲又は管理運営承継者に対して霊園及び指定管理業務の引継ぎを行うものとする。

2 乙は、指定期間が満了したときは、速やかに、指定期間が満了したとき以後の霊園の管理を引き続き円滑に実施するため、管理運営承継者に引き継ぐことが相当であると認められる文書であって、乙が作成した文書管理規程に定める保存期間が満了していない保有文書及び保存期間が満了した保有文書で廃棄をしていないものを、甲又は管理運営承継者に引き継がなければならない。

3 乙は、前2項の規定による引継ぎに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、指定期間が満了したとき以後であっても、甲の求めがあったときは、第1項の引継ぎが完了するまでの間自らの費用及び責任において霊園の必要最小限度の維持保全を行うものとする。

## 第9章 損害賠償

(甲の損害賠償義務)

第61条 甲は、その責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第62条 乙は、この協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合（第64条第1項に規定する場合又は第66条第1項に規定する措置をとったときに限る。）は、この限りでない。

2 前項の場合において、甲は、既に第58条の違約金を受領しているときは、

当該損害額から受領した違約金の額を控除した額を、損害賠償として請求することができる。

- 3 第1項に定める場合のほか、乙は、指定管理業務の遂行に付随関連して、霊園の全部又は一部を滅失し又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者に与えた損害の負担)

第63条 乙は、指定管理業務の実施に当たって、又は指定管理業務に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

## 第10章 関係法令等の変更等があった場合の措置

(報告)

第64条 乙は、指定期間中に関係法令等の変更が行われた場合又はその責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合は、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 関係法令等の変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、この協定の変更その他の報告に係る事態への対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。

(指定の取消し等)

第65条 前条の規定にかかわらず、指定期間中に関係法令等の変更が行われた場合又は乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、指定管理業務の継続が不能となったとき又は指定管理業務の継続に過分の費用を要するときは、甲は、乙と協議の上、地方自治法第244条の2第11項及び飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、未払の指定管理料の支払を停止し、又は未払の指定管理料を減額して支払うことができるものとする。

## 第11章 不可抗力

(不可抗力)

第66条 甲又は乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は霊園に重大な損害を生じた場合は、この協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

(指定の取消し等)

第 67 条 前条の規定にかかわらず、不可抗力により指定管理業務の継続が不能となった場合又は指定管理業務の継続に過分の費用を要する場合は、甲は、乙と協議の上、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項及び飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、未払の指定管理料の支払を停止し、又は未払の指定管理料を減額して支払うことができるものとする。

## 第 12 章 雑則

(地位等の譲渡等の禁止)

第 68 条 乙は、指定管理者の地位及び指定管理業務、自主事業及び附帯事業、その他指定管理業務に附帯する一切の業務に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

- 2 乙は、指定管理業務（自主事業及び附帯事業を除く。）を実施するために自己の費用及び責任において霊園に設備、備品等を設置する場合は、指定期間中、当該設備、備品等を第三者に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

(合併等の報告等)

第 69 条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 70 条 甲及び乙は、互いに指定管理業務に関して知り得た相手方の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、関係法令等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(情報の公表)

第 71 条 甲は、前条ただし書に規定する場合のほか、次の各号に掲げる書類等

を公表することができるものとし、乙は、この公表について異議を申し出ることができないものとする。

- (1) 第 11 条の規定により乙が作成する情報の公開に関する規程
- (2) この協定書及び年度協定書
- (3) 指定期間に属する各年度における霊園の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 第 22 条の規定により乙が作成し、甲が承認した事業計画書及び収支予算書
- (5) 第 23 条の規定により乙が作成し、甲に提出した日報、月次事業報告書、年次事業報告書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの協定の規定により甲に対して報告した事項

(計算書類等の提出)

第 72 条 乙は、乙の事業年度終了後 3 か月以内に、適正な貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書を甲に提出するものとする。

(甲による債務の負担)

第 73 条 この協定の締結後に甲がこの協定の定めるところに従って新たに債務を負担する場合は、甲は適用のある関係法令等に定める手続に従って当該債務を履行し、これを支払えば足りるものとする。

(事業年度等)

第 74 条 指定管理業務に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

- 2 この協定における期間の定めについては、この協定に別段の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。

(通知等の様式等)

第 75 条 この協定に関する甲乙間の請求、通知、報告、申出、承諾、解除等は、この協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

- 2 乙がこの協定の定めるところに従い甲に提出した請求書、通知書、計画書、報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。）の著作権のうち乙が有するものについては、甲への提出と同時に甲に移転されるものとし、乙は、その著作者人格権についても、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。

(解釈)

第 76 条 甲がこの協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき指定管理業務の全部又は一部について責任を負

担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第77条 この協定に関連して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協定の費用)

第78条 この協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第79条 この協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(別記1)

施設名称	飯盛霊園
所在地	大阪府四條畷市下田原 448 番地
開設	昭和 43 年
施設規模	総敷地面積：62.5 h a
施設概要	組合事務所：1 箇所 RC造 2 階建て建床面積 660.87 m <sup>2</sup> 便益施設・管理事務所：1 箇所 鉄骨造 2 階建て建床面積 192.04 m <sup>2</sup> 倉庫：3 箇所 公衆便所：11 箇所（組合事務所、便益施設を除く） 給水施設：揚水ポンプ 1 箇所、受水槽 3 箇所、浄化槽 13 箇所  開園時間：通年開放 組合事務所受付時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分 休園日：年中無休 正面ゲート開門時間 【通常】7:00～19:00 【彼岸（春分・秋分の日と前後の 3 日間）】6:00～19:00 【お盆（8 月 11 日～16 日）】5:30～20:00 ・墓所数：22,230 区画 ・合葬墓：1 箇所 関連施設： ・飯盛霊園斎場：1 箇所、2,566.71 m <sup>2</sup>

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府四條畷市大字下田原 448 番地  
飯盛霊園組合  
管理者 四條畷市長 錢谷 翔

乙 主たる事務所の所在地  
法人等の名称  
代表者の職及び氏名